

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（当たる翌日には、  
当たる翌日がと日）

三 次

◇告示

景観形成地域の指定（全県公園化・景觀政策課）

景觀形成地域基本計画の決定（々）

告示

鳥取県告示第五百六十一号

平成七年八月一日

鳥取県知事 西尾呪次

沿道海浜景觀形成地域基本計画

鳥取県景觀形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第七条第一項の規定に基づき  
次のとおり景觀形成地域を指定するので、同条例第十条第五項の規定により告示  
り告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部全県公園化・景觀政策課、鳥取市役所、  
米子市役所、境港市役所、羽合町役場、北条町役場及び大栄町役場に備え置いて縦覧に  
供する。

平成七年八月一日

鳥取県知事 西尾呪次

鳥取県の海岸線は、東西170kmにわたり、鳥取砂丘などの砂丘、弓ヶ浜や北条砂丘など  
の海岸林と一緒に広くて長い砂浜、浦富海岸などの変化に富む岩石海岸及び白  
兎海岸ほかの砂浜と岩場が一体となった場所など景勝地が多い。これらの海岸線の一部

一 景觀形成地域の名称	沿道海浜景觀形成地域
二 景觀形成地域の区域	

因幡白兎景觀形成区域	鳥取市
羽合町	伏野、白兎及び小沢見の各一部
北条町	大字久留及び大字長瀬の各一部
大栄町	江北、国坂、田井、弓原、下神及び松神の各一部
境港市	大字東園、大字西園、大字由良宿、大字妻波及び 大字大谷の各一部
米子市	夜見町、富益町、和田町及び大篠津町の各一部
佐斐神町、財ノ木町、小篠津町及び麦垣町の各一部	

鳥取県告示第五百六十一号

鳥取県景觀形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第八条第一項の規定に基づき  
次のとおり景觀形成地域基本計画を定めるので、同条例第十条第五項の規定により告示  
する。

1 基本構想

は、山陰海岸国立公園、西因幡県立自然公園、三朝東郷湖県立自然公園に指定され、優れた景観の保護が図られている。

一方、県内の主要幹線となる国道9号及び国道431号（以下「幹線道路」という。）は、その大部分が日本海に沿って整備されており、その沿道からはこうした海浜景観を眺望しながら走行できる。これらの道路は、産業上、観光上も重要であると同時に生活道路としても親しまれている。

沿道海浜地域の景観は、県民のみならず鳥取県を訪れる多くの人々の目に触れ、鳥取県の景観を大きく印象づけるものとなっている。

しかしながら、沿道の開発や市街化が進行し、これに伴って景観も変ぼうしつつある。将来的にもこうした傾向は一層進行すると考えられ、現在の良好な景観が急速に変化する可能性が高い。

美しい景観を保全し創造することは、日々の生活に安らぎとうるおいをもたらし、人々の活力を増すことにもつながる。このためには、何よりも県民が心豊かに暮らすことができるように、行政と県民、事業者が力を合わせて取り組み、快適な生活環境の保全、創造を図らなければならない。

単に現在の優れた景観を保護するだけでなく、さらに一歩進めて、当面の対策はもとより将来を広く見通して、有効かつ適切な景観対策を講ずる必要がある。

こうしたことから、県土を代表する地域として現在ある優れた景観を大切にしながら、新たに優れた景観を形成するため、沿道海浜地域を景観形成地域に指定するものである。

#### (1) 景観形成のための基本方針

##### ア うるおいのある海浜景観の保全と創造

幹線道路からの自然海岸や海岸林の眺望は、鳥取県の特徴的な景観の一つである。

このため、幹線道路から眺望される浜辺や砂丘、松林などを生かしたうるおいのある海浜景観の保全を図る。また、保安林の機能を損なわない範囲での除・伐等により景観の保全、創造を図る。

##### イ 調和のとれた沿道景観の形成

幹線道路は、多くの人々が行き来する場所であり、県土の景観を形づくるうえで重要な空間である。

このため、幹線道路から眺望される海浜景観と調和のとれた美しい沿道景観の形成を図る。

#### (2) 景観形成区域の設定及び景観形成上の課題

沿道海浜景観形成地域は、地域ごとに性格の異なる多様な景観から構成されている。

このため、地形や植生などの自然条件、土地利用の状況及び将来の景観変化の可能性を勘案し、別図のとおり3つの区域に区分し、それぞれの景観特性に配慮しながら景観の形成を図っていくこととする。

（「別図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部全県公園化・景観政策課、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、羽合町役場、北条町役場及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

区域の設定及び区域ごとの景観特性は、次のとおりである。

ア 因幡白兔景観形成区域（鳥取市伏野、白兎及び小沢見の各一部）

鳥取市街地西方の国道9号鳥取バイパスの伏野付近では、林間から沖合いの大島や房島が眺望される。

白兔海岸は、「因幡の白うさぎ」の伝説で有名な砂浜海岸で、夏季には海水浴場として県内外からの海水浴客でにぎわう。また、白兔海岸の西に接した入り江が小沢見海岸で、断崖の植生や海岸林などが特徴的な景観を見せている。

沿道には商業・サービス施設が立地しており、老朽化の目立つ建物や周辺の景観にそぐわないものも見受けられる。景観を改善し、統一感のある個性的な景観が形成されるよう配慮していくことが必要である。

イ 北条砂丘景観形成区域（羽合町大字久留及び大字長瀬の各一部、北条町江北、国坂、田井、弓原、下神及び松神の各一部並びに大栄町大字東園、大字西園、大伐等により景観の保全、創造を図る）

天神川の河口には北条砂丘と羽合砂丘が広がる。これらは、海岸線に沿ってで

きた緩やかな海岸砂丘で、砂丘地の開発が古くから行われていることから、国道9号の沿道には、長いも、葉たばこ、ぶどうなどの農地が広々とした空間をつくり、また沿岸にはクロマツの保安林が続き、長く美しい森林景観を呈している。国道9号は、海岸に平行して直線的に走り、広々とした田園景観を楽しむことができる。

沿道施設は少なく、特に海側の景観を守るために農地の保全が望まれる。

ウ 弓ヶ浜景観形成区域（米子市夜見町、富益町、和田町及び大篠津町の各一部並びに境港市佐斐神町、財ノ木町、小篠津町及び麦垣町の各一部）

弓ヶ浜は、美しい曲線をもった砂丘として有名である。国道431号の沿道にはクロマツの林が続き、林間からは所々で砂浜や日本海を望むことができる。松林は防風、潮害防備などの保安林の機能だけでなく、うるおいのある景観の重要な構成要素となっている。

また、白砂青松の美しい湾曲をもつ弓ヶ浜からは、青く澄んだ海のかなたに鳥根半島が、また東側には秀峰大山が望める。

沿道には工場やサービス施設などが立地し、また広告物等が景観を損ねており、建築物、工作物の景観の向上が望まれる。

### (3) 区域別の景観形成の方向

基本方針を前提として、区域の景観特性や景観形成上の課題に配慮しながら、区域別の景観形成の方向を次のとおり定める。

#### ア 因幡白兔景観形成区域

建築物は、できる限り国道9号との境界から後退した位置とし、十分なゆとりの空間を確保して、訪れる人々の心を引きつけるよう良好な景観形成に努める。道路沿いの敷地は、草花や樹木による緑化に努め、うるおいのある景観形成に努める。

観光・サービス施設等は、周辺の海滨景観や歴史的な景観特性を生かしたものとするよう努め、調和のとれた景観形成を図る。

#### イ 北条砂丘景観形成区域

国道9号の両側には農地が広がり、また海岸沿いの保安林が田園に緑による縁取りを添え、快適な沿道景観を形成しており、こうした田園や森林景観を保全するとともに、建築物はできる限り道路境界から後退した位置とし、視界の広がりを壊さないよう規模、意匠・形態などに配慮する。

#### ウ 弓ヶ浜景観形成区域

国道431号の沿道には松林が続いている、特徴的な景観を見せている。こうした松林の育成、保全を図るとともに、建築物はできる限り道路境界から後退した位置とする。あわせて、周辺と調和した規模、意匠・形態、色彩などとし、敷地の緑化を図る。

#### (4) 状況変化への対応

優れた景観の保全と創造は、長期にわたる着実な努力の積重ねにより、はじめて成果が得られるものである。また、景観は、人々の日々の営みの中で形づくられ、ときとともに変化するものである。

したがって、地域の景観の状況や社会情勢に応じてより良い景観形成が図られるよう、区域及び計画については、適宜見直しを行っていくものとする。

#### 2 特定行為景観形成基準

区域別の景観形成の方向に沿って、それぞれの区域について優れた景観の形成を図るために、特定行為景観形成基準を別表のとおり定める。

#### 3 景観形成活動の促進に関する事項

沿道海滨地域の景観の特性を生かした魅力ある優れた景観の形成を図るために、建築などの際に特定行為景観形成基準が遵守されていくことが必要である。

また、道路は、人、物、情報が行き来する空間であり、海岸には海水浴場やキャンプ場などのレクリエーション施設が立地し、県民をはじめ県外の観光客など多くの人々が利用しているが、道路及び海岸並びにその周辺にはゴミくずや空き缶、廃棄物などが散乱し、景観を損ねている状況にある。

したがって、その地域の住民や事業者は、日ごろから景観形成活動に自主的、積極的に取り組むことが不可欠である。

- (1) 住民は、景観形成に係る住民協定の締結、住民団体の結成及びそれらに基づくまちづくり、美化、緑化などの積極的な活動を推進し、豊かさを感じることができる地域の個性と特性を生かした自主的な景観形成を図るよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、地域社会の一員であるとともに、景観形成に大きな影響を与える当事者であることを認識し、美しい景観を保全し、創造するという観点に立って景観形成を図るよう努めるものとする。
- (3) 道路、海岸等の利用者は、ゴミを持ち帰るなどをして、道路、海岸等を汚さないよう努めなければならない。
- (4) 県並びに市及び町は、景観形成に関する普及啓発や情報の提供などをを行うとともに、住民及び事業者の景観形成を推進するための活動に対して支援を行うよう努めるものとする。
- また、利用者一人ひとりが、景観を美しく保つためのマナーを身につけ、向上していくよう、意識啓発に努めるものとする。

#### 4 景観形成施策の推進に関する事項

- (1) 県の行う公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成指針に沿って、市及び町、国その他の関係機関と連携を図りながら、それぞれの区域の景観の実情や特性を尊重し、とりわけ優れた沿道景観の形成や海浜景観の保全について先導的な役割を果たせるよう、長期的な視点に立って景観形成を推進する。
- (2) 森林法や鳥取県屋外広告物条例など景観にかかる他の法令等に基づく施策を、景観形成に最大の効果が發揮できるよう、効果的かつ効率的に展開し、景観の保全と創造に努める。
- (3) 県は、当地域内の市及び町に対して技術的又は財政的な支援等を行い、当該市及び町が景観形成に資する施策を積極的に推進するよう努める。
- (4) 県は、当地域内の市及び町などと連携して、景観を損なう状況の改善に努めるものとする。

別表

沿道海浜景観形成地域特定行為景観形成基準

## 1 基本理念

- ア 特定行為は、この計画に定める各区域の個性及び特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図るよう行われなければならない。

イ 特定行為は、この基準によるほか、市又は町が鳥取県景観形成条例の趣旨に沿って景観形成に関する基準、計画等を定めている場合には、これらの内容を尊重して行われなければならない。

## 2 建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更に関する事項

## (1) 位置

- ア 国道9号及び国道431号（以下「幹線道路」という。）からの日本海の眺望及び景観形成上重要な海岸、河川、山、歴史的資産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地からの眺望ができる限り妨げないよう配慮した位置とすること。
- イ 幹線道路、公園等の公共の場所（以下「幹線道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。
- ウ 因幡白兎景観形成区域、北条砂丘景観形成区域における国道9号の北側及び弓ヶ浜景観形成区域にあっては、建築物等（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及びこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物（以下「住宅等」という。）及び幹線道路に隣接して設ける以外にその目的を達成することができないと認められる広告板、看板等を除く。（1）のエにおいて同じ。）の敷地が幹線道路に接する場合には、その路肩から5m以上後退した位置とするよう努めること。ただし、敷地上の制約から困難な場合はできる限り後退させ、緑化等による修景に努めること。
- エ 北条砂丘景観形成区域にあっては、国道9号の南側において、建築物等の敷地が国道9号に接する場合には、その路肩から20m以上後退した位置とするよう努めること。ただし、敷地上の制約から困難な場合はできる限り後退させ、緑化等

による修景に努めること。

オ 因幡白兎景観形成区域にあっては、既存の自然地形をできる限り生かすことができるような位置とし、棟線や斜面上部への配置はできる限り避けること。

カ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。

キ 住宅等は、隣地との境界からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保するよう配慮すること。

ク 因幡白兎景観形成区域、北条砂丘景観形成区域における国道9号の北側及び弓ヶ浜景観形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とするよう努めること。

ケ 営業用広告物（鳥取県屋外広告物条例（昭和37年7月鳥取県条例第31号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可を要するものを除く。）の設置はその営業敷地内に限るものとする。

コ 送電鉄塔、電柱等は、できる限り日本海の眺望の妨げになる場所には設置しないこと。

## (2) 規 模

ア 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

イ 北条砂丘景観形成区域及び弓ヶ浜景観形成区域にあっては、周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。

ウ 広告塔及び広告板は、大きさ及び設置数を必要最小限にとどめること。  
エ 送電鉄塔、電柱等は高さをできる限り低くすること。

## (3) 外 観

### ① 意匠及び形態

ア 建築物等は、周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある意匠及び形態とすること。

イ 壁面設備、屋上設備等は、できる限り露出させないようにするとともに、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮し

た意匠及び形態とすること。

ウ 複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること。

エ 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区又は周辺に山棲若しくは樹林地がある地区にあっては、原則としてこう配のある屋根を設けること。

オ こう配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。  
カ 大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。

## ② 色 彩

ア できる限り落ち着いた色彩を用い、周辺の景観との調和に配慮した明度及び彩度とすること。

イ 外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、町並み等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。

ウ 壁面設備、屋上設備等の色彩は、建築物等本体並びに周辺の景観との調和に配慮したものとすること。

エ 使用する色数を少なくするよう努めるとともに、色彩相互の調和に配慮すること。

## ③ 素 材

ア 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。

イ 地域の特徴を醸し出す優れた素材の活用に配慮すること。  
ウ 外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。

## (4) 敷地の緑化

ア 敷地はできる限り多くの部分を緑化するとともに、幹線道路等と接する部分は樹木、草花等による修景に努めること。

イ 植栽については、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。

ウ 建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選

平成7年8月1日 火曜日

## 群山県取締

び、その植栽位置を考慮すること。

(5) その他  
行為の期間中は、敷地周辺の綠化や工事用の場等による修景に工夫するとともに、整然と、かつ、

周辺からの遮へいに配慮すること。

## 3 木竹の伐採に関する事項

(1) 位 置  
良好な景観を形成している樹木、樹林等がある場合には、その現状をできる限り見えない位置とすること。

(2) 規 模  
周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

(3) 方 法  
既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに幹線道路等及び隣地と接する樹林は、できる限りまとまりをもたせて残すこと。

(4) 事後措置  
速やかに自然植生と調和した綠化による修景に努めること。

## 4 屋外における物品の集積又は貯蔵に関する事項

## (1) 位 置

ア 幹線道路からの日本海の眺望及び景觀形成上重要な海岸、河川、山、歴史的資産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地からの眺望ができる限り妨げないよう配慮した位置とすること。

イ 因幡白兎景觀形成区域においては、尾根の近くは、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。

ウ 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り見えない位置とすること。

エ 幹線道路等からできる限り目立たない位置とすること。

## (2) 規 模

周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

## (3) 方 法

物品を積み上げる場合には、高さをできる限り低くとともに、整然と、かつ、威圧感のないようを行うこと。

(4) 遮へい  
主要な展望地及び幹線道路等から、集積又は貯蔵されている物品ができる限り見えないよう、植栽等により遮へいし、周辺の景観と調和するよう工夫すること。

## 5 鉱物の掘採又は土石の採取に関する事項

(1) 位 置  
ア 行為地は、幹線道路等からできる限り後退した位置とすること。

イ 行為地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り見えない位置とすること。

(2) 規 模  
周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

(3) 方 法  
主要な展望地及び幹線道路等から掘採又は採取の場所ができる限り見えないよう、掘採又は採取の方法を工夫すること。

## (4) 遮へい

掘採又は採取の場所の周辺の植栽等により、幹線道路等からその場所ができる限り見えないよう配慮すること。

(5) 事後措置  
行為を終了した所から、順次速やかに自然植生と調和した綠化等による修景に努めること。

## 6 土地の区画形質の変更に関する事項

## (1) 位 置

ア 幹線道路からの日本海の眺望及び景觀形成上重要な海岸、河川、山、歴史的資産、町並み等に対する周辺及び主要な展望地からの眺望ができる限り妨げないよう配慮した位置とすること。

イ 行為地が幹線道路等に接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。

ウ 急斜面は、できる限り避けのこと。

エ 行為地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。

## (2) 規 模

周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

### (3) 変更後の形状

ア 長大な法面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、できる限り次のようにすること。

・法面は、緑化可能なこう配とすること。

・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

イ 土地の不整形な分割又は細分化はできる限り避けること。

ウ 既存の自然地形をできる限り生かすなど、周辺の地形と調和するよう配慮すること。

### (4) 緑 化

ア できる限り多くの土地について、自然植生と調和した緑化を速やかに行うこと。

イ 法面及び擁壁については、できる限り緑化による修景に努めること。